

令和8年度 みんなの居場所サポート事業 実施要領

1. 目的

社会的孤立の防止や社会参加、介護予防などを主目的とし、支えあいや交流、健康増進活動などを通して住民同士のつながりを深め、福祉活動の拠点となる“みんなの居場所づくり”を推進するため本事業を実施します。

2. 対象

住民が協力しあい主体的に取り組む“居場所”のうち、運営や参加を広く呼び掛けてみんなが気軽に集うことが出来る活動で、見守りや声掛けなど相互の支えあいにつながる活動を対象とします。

- ◆活動例 ○同じ地域に住む方同士等が交流を深める活動
…いきいきサロンなど
- 幅広い年代が集う活動
…こども食堂、世代間交流など
- 当事者同士の仲間づくりや悩みを相談しあえる活動
…子育て世代の集い、ひきこもり支援など

3. 会場

参加者が気軽に集まることのできる場所を会場とします。

- ◆会場例 町内会館、地区交流センター、公共施設、参加者等の自宅 など

4. 支援内容

本要領の目的に該当する団体に対して運営支援を行うほか、必要に応じて助成金の交付を行います。

①運営支援

居場所の運営や新規立ち上げ等に関する相談対応のほか、レクリエーション用具等の貸し出しや福祉に関する情報提供などを行います。

②助成金の交付

運営費として開催1回につき5,000円を上限（最大6万円）に助成金を交付します。なお、あくまでも助成金となりますので、基本的に自主財源（参加費、町内会からの助成など）を活用した運営をお願いします。

また、趣味の会など、特定の会員がその活動を楽しむことを主に行っている団体については、運営費に充てられる他の助成金を情報提供させていただきますが、対象に該当しなかった場合は、福祉学習やボランティア活動等の福祉活動1回につき2,500円（最大1万5千円）を上限に助成金を交付します。

※助成金は、上限額の範囲内で必要な分の金額を申請してください。

※2年目以降は繰越金額に応じた助成金の目安額を設定しています。

※計画通りに開催できなかった場合は、次年度申請時に開催できなかった回数分を差し引いて助成金を交付します。

5. 申請及び報告

①申請

最寄りの福祉センター又は本部地域福祉課へ様式1又は様式2と開催日時や会場がわかる資料を提出し、助成金交付決定後に様式3を提出してください。なお、記入する際には、必ずボールペンなど消えない筆記用具を使用してください。
※開催日時や会場がわかる資料については、必要に応じて用紙をお渡しします。

②助成金の交付予定日

	様式1又は様式2の提出日	助成金交付予定日
1回目	4月1日(水)まで	4月24日(金)
2回目	4月17日(金)まで	5月15日(金)
最終	12月28日(月)まで ※2回目以降は随時受付	随時交付 ※申請から1ヶ月以内

※最終申請期限日前でも、当年度予算に達した時点で申請締切とします。

③報告

年度内の活動が終了したら、翌年度の申請と同時又はその前までに様式4、5、6を最寄りの福祉センター又は本部地域福祉課へ提出してください。なお、活動休止など、申請されない場合は4月末までに提出してください。

※助成金を目的以外に使用した場合は、助成金の返還を求める場合があります。

④各種様式

様式1：助成金交付申請書① 様式2：助成金交付申請書②
 様式3：請求書 様式4：完了報告書
 様式5：実施報告書 様式6：事業費収支報告書

※活動内容や収支の透明化のため、必要に応じて様式以外の書類提出を求める場合があります。

※様式6：事業費収支報告書の支出項目分類表

項目	内 訳
食料費	お茶、お茶菓子など
会場使用料	会館・地区交流センター等使用料、会場暖房費など
消耗品費	コピー用紙、文房具、インク、感染症予防用品など
諸謝金	講師等への謝礼(菓子折りなど)
活動費	創作活動材料、食材料、各種行事・研修経費など
その他	コピー代、ボランティア活動保険料、会議経費など



本事業は「横手市社会福祉協議会会費」と「赤い羽根共同募金配分金」を財源としておりますので、社協会員加入と共同募金の各種募金活動(個別募金、イベント・街頭募金など)へのご協力をお願いします。

